

塩化ビニル樹脂塗料用シンナー  
(THINNER, SYNTHETIC RESIN ENAMEL)

制定 昭和49年11月28日

改正 令和 3年11月29日

この改正票は、D S P K 5406E (塩化ビニル樹脂塗料用シンナー) についてのものであり、D S P K 5406E (1) を含め累積記載されている。この改正票は D S P K 5406E と併用される。

1.3 a) 規格 中“J I S K 5581 塩化ビニル樹脂ワニス”を削除し、“J I S Z 1507 段ボール箱の形式”及び“J I S “ Z 1516 外装用段ボール”を追加する。

2 を次のように改める。

## 2 製品に対する要求

## 2.1 標準溶剤組成

シンナーの標準溶剤組成は表 2 による。

表 2—シンナーの標準溶剤組成

成 分	割 合 %
トルエン又はキシレン	50 ~ 90
酢酸ブチル	0 ~ 30
酢酸エチル	0 ~ 10
メチルイソブチルケトン(MIBK)	0 ~ 30
その他(ベンゼンを除く。)	0 ~ 5

## 2.2 品質

品質は、付表 1 の規定に適合しなければならない。

4.2 を次のように改める。

## 4.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- 外装する缶の数量は1個とする。
- 段ボール箱は、J I S Z 1506 に規定する外装用段ボール箱とし、図 1 を標準とする。
- 段ボール箱の材料は、J I S Z 1516 の両面段ボール又は複両面段ボールとし、段の種類はA段又はB段とする。
- 段ボール箱の形式は、J I S Z 1507 の0502とする。
- 外装は、手環取り出し用の穴から手環が使用できるように行うものとし、容器側面の表示を外装で覆うことがないようにする。

2.

K 5406E(2)

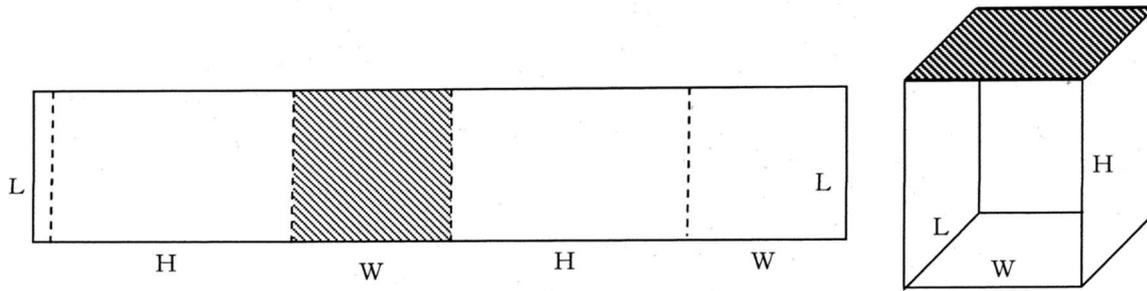


図1－外装用段ボール箱

原案作成部課等名を次のとおりとする。

原案作成部課等名： 防衛装備庁 調達管理部 調達企画課 類別・標準化企画室

付表1 中

“

”

付表1－品質

項目	規定	試験方法
希釈性	凝集・沈殿及び分離がないこと。	容量200ml以上の栓付メスシリンダーにJ I S Z 5 5 8 1の塩化ビニル樹脂ワニス1容量取り、これを試料2容量で薄めて完全にかくはんし、かくはん直後における凝集・沈殿及び分離の有無を調べる。

を

“

”

付表1－品質

項目	規定	試験方法
組成	標準溶剤組成の範囲内にあること。	ガスクロマトグラフィーによる定量分析を行い、標準溶剤組成範囲内にあるかを調べる。

に

改める。

## 塩化ビニル樹脂塗料用シンナー

(THINNER, SYNTHETIC RESIN ENAMEL)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、塩化ビニル樹脂塗料を希釈するのに用いる塩化ビニル樹脂塗料用シンナー(以下、シンナーという。)について規定する。

## 1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1による。

表1－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
塩化ビニル樹脂塗料用シンナー	8010-006-6053-5

## 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

- J I S K 5581 塩化ビニル樹脂ワニス  
J I S K 5600-1-1 塗料一般試験方法－第1部:通則－第1節:試験一般(条件及び方法)  
J I S K 5600-1-2 塗料一般試験方法－第1部:通則－第2節:サンプリング  
J I S K 5601-1-1 塗料成分試験方法－第1部:通則－第1節:試験一般(条件及び方法)  
J I S K 5601-1-2 塗料成分試験方法－第1部:通則－第2節:加熱残分  
J I S K 5601-2-1 塗料成分試験方法－第2部:溶剤可溶物中の成分分析－第1節:酸価(滴定法)  
J I S K 5601-2-3 塗料成分試験方法－第2部:溶剤可溶物中の成分分析－第3節:沸点範囲  
J I S P 3801 ろ紙(化学分析用)  
J I S Z 1506 外装用段ボール箱  
J I S Z 1602 金属板製18リットル缶  
N D S Z 0001 包装の総則

## b) 法令等

- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)  
危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)

## 2 品質

品質は、付表1の規定に適合しなければならない。

## 3 品質保証

## 3.1 検査

検査の項目及び試験方法は、付表1による。

2

K 5406E

### 3.2 認定検査・検査の一般条件

検査の一般条件は、JIS K 5600-1-1及びJIS K 5601-1-1による。

### 3.3 試料採取方法

検査のための試料の採取方法は、JIS K 5600-1-2による。

## 4 出荷条件

### 4.1 容器

容器は、JIS Z 1602の18リットル缶(ふたはへこみ口、ポリエチレン製中ふた使用とし、プロテクター及びべろ付きで、手環を付けたもの。)とする。

### 4.2 外装

外装は、次によるほか商慣習によるものとする。

- a) 外装は、JIS Z 1506の両面段ボール箱2種以上のもので行うものとし、缶の数量は1個とする。
- b) 段ボール箱は、封かん後バンドで十字掛けとする。

### 4.3 表示

容器の表示は、次による。

- a) NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。
- b) 労働安全衛生法及び危険物の規制に関する規則による。

### 4.4 納入単位

納入単位は、23℃における容量(L)とする。

付表 1 - 品質

項 目		規 定	試 験 方 法
透明性		透明（無色またはかすかに色付いたもの）であって、沈殿物がないこと。	試料をかき混ぜ、直ちに無色透明の試験管（径約15mm、長さ約150mm）に深さ約100mmまで入れ拡散日光のもとで調べる。
しみ		しみが残らないこと。	J I S P 3 8 0 1 のろ紙の中央に試料を約0. 2ml滴下し2時間常温乾燥後、目視でしみの有無を調べる。
加熱残分 %		2以下	J I S K 5 6 0 1 - 1 - 2 に準じて試験する。試料100mlの質量 ( $m_1$ ) を量り取り、25mlになるまで蒸留する。これを質量のわかっている蒸留皿に移し、水浴上でほとんど蒸発させた後、105±2℃の乾燥器中で2時間加熱後、デシケータ中で放冷した後、残留物の質量 ( $m_2$ ) を測定する。  $NV = \frac{m_2}{m_1} \times 100$ ここに、NV：加熱残分 $m_1$ ：試料の質量(g) $m_2$ ：残留物の質量 (g)
蒸留試験	60℃未満の留出容量 %	1以下	J I S K 5 6 0 1 - 2 - 3 による。
	90℃以上155℃未満の留出容量 %	30以上	
	160℃以上の留出容量 %	5以下	
酸価		0. 3以下	J I S K 5 6 0 1 - 2 - 1 による。
希釈性		凝集・沈殿及び分離がないこと。	容量200ml以上の栓付メスシリンダーに J I S K 5 5 8 1 の塩化ビニル樹脂ワニス1容量取り、これを試料2容量で薄めて完全にかくはんし、かくはん直後における凝集・沈殿及び分離の有無を調べる。